

同業組合と日本資本主義

——昭和十二年同業組合全国大会の紹介をかねて——

藤 田 貞 一 郎

目次

- 一 はじめに
- 二 同業組合取締規則制定の背景
- 三 重要輸出品と重要物産の両同業組合法制定の背景
- 四 昭和十二年全国同業組合大会の目標
- 五 おわりに

一 はじめに

明治から大正・昭和前期にかけての期間、第二次大戦の最中まで、日本の資本主義社会に敵として存在した産業組織に同業組合がある。この組織に制度的基礎を与えるものとして、明治十七年（一八八四）農商務省の同業組合準則、明治三十年重要輸出品同業組合法、明治三十三年重要物産同業組合法が制定された。同業組合に国法上の依り所を与

えるに当って、最も重要な役割を演じた重要物産同業組合法は、第二次世界大戦中の昭和十八年（一九四三）まで、その法律としての生命をとまかくも有していた。

この同業組合について、これまで、筆者は次のように概括的に表現して来た。¹⁾

同業組合は賃金規制機能・雇傭規制機能・価格規制機能を有する同一地域内強制加入全同業統制力を有する組織であった。商人仲間と職人仲間に分れていた株仲間体制とは異なり、同一産業に属する商・工全業者強制加入の同業組合は、この段階にあつては問屋資本の利害に極めて有利な組織であつた。それは、明治日本の輸出産業振興策と株仲間間のゆり戻し運動の中から生れたものであつた。

今もつて、右の表現が誤りであると思つてゐるわけではないが、これには日本資本主義の展開にともなう同業組合の機能の歴史的変質過程に対する考慮が全く見られないうらみがある。そこで本稿では、明治三十三年重要物産同業組合法の制定にいたるまでの背景と昭和十二年の全国同業組合大会の目標を史料紹介を通して明らかにすることにより、同業組合の機能の歴史的変質過程についての考察を試みることにしたい。

二 同業組合取締規則制定の背景

明治二十四年にいたり政府は、同年九月の京都府（知事北垣国道）から農商務大臣に対する取締規則発布の稟請を契機に「各地方特有重要物産保護上其商工業ノ発達永続ヲ必要トスル場合ニハ該業ニ限り去十七年本省第三十七号達同業組合準則ニ抛ラスシテ特ニ取締規則ヲ設ケ之ヲ規約シ得ル」という新しい方向を打出す。つまり準則とは別に取締規則を認めるとするものである。この方針の下に以後各府県で同業組合取締規則が制定されていく。一方における、

かような法制史的前提に、さらに日清戦後経営下における輸出振興策が政策要因として加わることによって、明治三十年重要輸出品同業組合法の制定という史実が記録されることになる。²⁾

右の同業組合取締規則の制定を迫る制度的要因として、明治二十二年二月十一日における帝国憲法の発布が考慮されねばならないことはすでに我々の指摘したところであるが、³⁾本稿では今少し立ち入って、京都府（知事北垣国道）をして農商務大臣に対する取締規則発布の稟請を行なわせしめた事情を、新聞記事を手がかりに調らべておくことにしたい。本節で、京都府の事例に関心を集中するのは何よりも京都府知事の稟請が契機であったからである。

（史料一）職工取締規則

西陣地方にては近年益々職工の勢力加はり、恰も雇主が雇人に雇はるとも云ふべき傾きあるより斯くては製品も自然粗悪に流れ当業者の困難は勿論京都特有の物産の名誉を墜すに至ることなれば之れが取締規則を設けんと議もあるが其取締方法の主眼とする処は反則者を罰するにありて従来の組合規約にも其明文は存しあれども只名義上のみにて実際に行はれざる故過般京都府より発布したる丹後縮緬業職工取締規則の如きものを同組合へも発布あらんことを請願せんとて目下勸業課へ内談中なりと而して若し府庁に於て此検束法発布の儀を許可せざる時は断然組合を解散し各自適宜の取締をなさんとの意気込なる由（注―傍点は引用者、以下同様）

『中外電報』明治二十二年四月十四日

（史料二）職工取締法

西陣機業組合にては近來職工が雇主を凌ぐが如き勢あるを以て是れが取締規則を設け其筋の保護を仰がんとの相談ある事は前日の本紙に掲げたるが此程全く脱稿したるにより去る六日より順次に同業者を組合事務所へ招き請

願書へ調印なさしめ居る由又昨日は午后五時より同事務所に於て役員会を開き右請願書に副ゆる細則を議定し併せて其他種々矯弊に関する相談を為したると

『中外電報』明治二十二年五月九日

右の記事から西陣機業では、帝國憲法発布後の時期、職工の取締問題が雇主層のものによって由々しき問題として議論されていたことがわかる。従来の組合規約は有名無実であり、このままに現状を放置しておくならば「製品も自然粗悪に流れ当業者の困難は勿論京都特有の物産の名譽を墜すに至る」との不安があり、「反則者を罰する」ことに「取締方法の主眼」があった。

職工取締の必要が論じられたのは、西陣機業のみではなく、陶器業でもまたそうであった。

(史料三) 陶器職工の弊風

近來陶器商工業者の重なるものは外国へ輸出することに専ら注意し居ることなるが外国人との取引は必ず約定の期限ありて若し延期するときは違約の簾を以て非常なる損失を蒙る訳なれば陶器製造に従事せる職工等も夙に能く之を熟知し多くの注文を受けたる大手商家のあらんには其機に投じて己等の私利を射んものと互ひに手を引き合ひて受負の製造を怠り病氣其他の事故に付き種々口実を設けて製造上の妨げをなさんと試み雇主は期限を誤らざらんことを望み且見本通りの品物を製造せんとするも意の如くに職工の働かざるを以て止むを得ず非常の賃錢を出して漸く其場を濟ませるなどの事も少なからず是迄他の商工業に従事せる人が聊か資金あるに任せ一旦陶器の製造業を営まんと思ひ立ち先づ職工雇入れの相談を初むる事などあるときは職工は從來の情誼をも顧みず旧雇主を棄てて新奇の營業者に雇はれ小言も少なくして丁寧なる取扱を受け且多くの賃錢を占得せんと目的に

て其家に入り込むもあれど双方共根が眼の先きの利益より起りたるの結果にして永続するの見込はなく世上の商勢少しく衰ふるときは間もなく瓦壊するに至るものも少なからず斯くなるときは職工の常として恥とか義理とかいふが如き事に頓首せざるより新奇の営業者瓦壊すると共に又元の雇主に詫びて是迄の通り相変らず其仕事を働き酒々然として元の巢に帰り行きさへすれば其れ迄の事にて何も六かしきことにあらずと云はん許りの有様なり然れば職工を雇入るには組合規約に取締方法の規定あり雇入るに先立ちて本人は勿論保証人も連署せる契約書を取りて堅き約束をなさしめ五年又は七年は無^レ論他へ移^レ転し得べき訳にあらず且十中の九までは工賃の前貸しもあり之を弁償せざる間は妄りに働くことも相成らざる筈なれど今日の勢にては其契約書を屁とも思はず雇主に於て其不埒を責め仮りにも「裁判を仰ぐぞ」と云ひ聞かす等のことあらば或は三百代言の尻押を頼みて恩義忘却の処為に出づるもの間々之ある由大手の商家にては仮令彼等を相手取りたりとて素とく訳の分からぬ職工輩なれば却て己れの名譽を傷けらることなしとも云ひ難く寧ろ容赦し置くに若かずと有様なるが彼等は却て之を善きことのやうに思ひ其流弊は二三奸譎なる職工のみに止らずして幼年の比より折角養成して非常の恩愛を加へたる職工すらも漸く此風に感染して大手商家中飼犬に手を噛るるものもあり商況好気配の節などには益々多く姦策を行ふものを輩出するの姿なりといふ右の弊風は実に慨かほしき次第にして他日同盟罷工の端緒を開くの基とも称すべきことなれば当局者に於て何とか取締の方法を嚴重にせられたきものなり

『中外電報』明治二十二年五月二十四日

右の(史料三)は「外国へ輸出することに専ら注意し居る」大手陶器業者(「陶器商工業者」・「大手商家」)が、組合規約の取締規定を無視して行動する職人対策に苦慮している様を知らせる。旧来の大手陶器業者の立場にいささ

か露骨に肩入れしすぎた表現の多い記事ではあるが、それだけに彼等の直面している問題の所在がよくわかるというて良い。

ところで、日本における近代的雇傭法および労働法の形成、展開過程の分析を課題とする矢野達雄⁽⁴⁾は職工・徒弟条例制定問題と同業組合法制定問題とは当時の経済界が抱える問題の二つの側面であるとした上で、以下のように指摘している。

宮本又次氏は、株仲間の経済的機能を(イ)独占機能、(ロ)権益擁護機能、(ハ)調整機能、(ニ)信用保持機能の四つに分けて論じておられる。明治五年の株仲間禁止令の後、各種同業組合が旧株仲間の性質をなお濃厚に継承しつつ抬頭してくるが、これは宮本氏によれば、旧来の株仲間の四機能のうち独占機能・権益擁護機能を排した調整・信用保持の二機能のみを残存せよとするもので、株仲間とは区別されるべきものであった。ここで注意しなければならぬのは、株仲間の四機能のうち調整機能とよばれるものには、奉公人・職人の取締と処罰が含まれていることである。同業仲間が株仲間の調整機能を受け継ぐことを意図したということは、奉公人・職人取締機能をも受け継ごうとしたということの意味している。

右の矢野の指摘にあるように、京都でも同業組合は、たしかに奉公人・職人取締機能を有していたし、またそれを確保することにとめていた。拙稿「明治一五〇二五年の同業組合」で紹介した、明治十八年施行の京都府「営業組合法規約書」が示す通りである。この機能が、帝国憲法発布前の時期には、その効力を發揮する制度的環境を有すると人々わけても雇主層に解されていたらしいことは、次の二例から推測しても良いように思われる。

(史料四) 染工雇入の証票

京都中形紺染工組合に於ては該組合員三百余名ありて之れに雇ひ入るる染工の数は凡そ一千余名もある由なるが該染工が其傭主に雇入らるる年季間に屢々他へ転雇し傭主を見ること旅店の主と一般にて不都合少なからざればとて後來は染工を雇ひ入るる時に當りて証票を与へ其証票には本人の住所族籍姓名年齢は勿論父兄証人等の姓名をも記し解雇の際はその証票を取上げ其旨を組合へ報告し幾分にて其進退を檢束して組合中の利益を謀らんとて昨日より之を實行したるよし

『中外電報』明治二十一年十一月二十一日

(史料五) 縮緬業者の集会

丹後縮緬は近來生糸下落の影響にて兎角不振の景況なるにより昨日当地の機業者は一同機休みを為し泉町金刀比羅神社社務所へ各職工を集め同業組合取締役員共に規約書等を読み聞かしめたる上職工の心得方等を懇々諭示し尚ほ菓子一包宛を与へて平常の勞を慰藉し退散の際府庁より下付の縮緬見本品其他各種の織物を縦覽せしめたる由なり

『中外電報』明治二十一年十二月七日

(史料四) と (史料五) の京都中形紺染工組合や丹後縮緬業組合などの有するような同業組合の奉公人・職人取締機能は、帝国憲法発布という制度的環境の変化により、その効力を決定的に弱めた。すでに、(史料一)・(史料二)・(史料三) も示す通りである。一方、この機能を回復するだけでなく何とか制度的に確固としたものにしたとの意向が雇主層のなかに次第に高まって来る。

(史料六) 丹後縮緬業者の困難

(前略) 当業者は去る明治二十一年発布の府令第三十二号に依り組合取締所を中郡峰山町に設け組合取締規則及職工取締規程を定め之れに依りて一方には組合の粗製濫造を防ぎ一方には職工雇入の取締等を厳にし其結果稍々見るべきものあり(中略) 帝國憲法の発布せらるるや右府令第三十二号は其正文に抵触の廉ありとて終に其効力を失ひ同組合は昨年十二月限り解散し爾後雇主及び職工の取締に關する規定とは一もなきに至りしが(後略)

『中外電報』明治二十四年九月十六日

(史料七) 縮緬業者の組合

丹後縮緬業者は取締所解散以来全く当業者保護の道を失ひ何れも心痛當ならず職工条例の制定せられんことを望み居れども同条例の発布は近きにあるべしと思はれず左りとして果報は寝て待てとも澄し込みがたきにより先づ一大部分の団体を設け規約を厳にして同業者互に相守り以て地方重要物産の声価を失墜せざる様努めんとして中郡峰山町の同業者は先頃より屢々集会協議の末峰山組合を設くることに決したりといふ

『中外電報』明治二十四年十月十日

(史料八) 西陣織物業記(稲波鈞三郎)

(前略) 明治十八年四月京都府庁組合準則を布達し以来該則に依り獨立機業者と賃業者と合して西陣織物組合を組織し職工を其附屬とせり其組合規約を以て組合員の粗製濫造の弊を防止し徒弟職工の取締法を設け当業の改良進歩を計画する方法を規定せり然れども此組合たるや復た旧時の如く公法上の施設にあらずして私法上の契約に基く同業者の団結に過ぎざるが故に組合に加入せざるもの多きも之を如何ともする能はず又組合員にて組合規約に違反するも之に対して十分の制裁力なく為めに組合規約の如き大抵は実行せられずして今日に至れり

『中外電報』明治二十四年九月十七日

右の(史料六)と(史料七)から丹後縮緬業では帝国憲法の発布により同業組合の奉公人・職人取締機能がその効力を失ったこと、その欠を補うべく職工条例の制定が期待されていることがわかる。また、(史料八)から西陣織物業では「粗製濫造の弊を防止し徒弟職工の取締」を实あらしめるために、同業組合を私法上の組織ではなく公法上の組織たらしめたいとする考え方のあることが理解できる。

ところで、矢野達雄の研究によれば、職工・徒弟条例案は明治十年代、農商務省官僚によりいろいろな案が構想されたが、明治二十四年七月には、農商務省はこれまでに作成した案を一応白紙還元し、改めてこの種の法律を制定することの可否などについての諮問を全国の商業会議所に行なった。さらに、明治二十九年地方長官勸業諮問会における農商務次官金子堅太郎の演説から、(i)二十四年の諮問に対する各商業会議所の反対の理由として傭主・職工間に家族的ないし主従的情誼が存在しているゆえ法律は無用であるとしていたこと、(ii)二十年代における資本制工業の進展によって従来の職工・徒弟条例案の枠組ではすでに労使関係を把握しきれなくなっていると農商務省官僚が認識していたこと、がわかるという。⁽³⁾

先にもすでに触れたように、職工・徒弟条例制定問題と同業組合法制定問題は当時の経済界が抱える問題の二つの側面であった。だから、明治二十四年九月、京都府知事北垣国道から農商務大臣に対する商工業組合の取締規則発布の稟請を伝える同年九月二十日付『中外電報』の記事も、「大臣よりは未だ何等の沙汰もあらざれど右は職工条例と密接の關係を有するにより同条例制定の要否決するまでは致方なかるべしといふ」と、伝えている。しかし、この日を余りへだたらぬ頃、京都府知事の稟請を受けて農商務大臣の指令は出たと思われる。(史料九)がある。

(史料九) 同業組合取締法制定の下調

京都府にては、同業組合取締法を制定せんとて、過日來齋藤屬を重要物産に關する組合員の許に出張せしめて取締の要件を調査し居ることなるが、多分本月中旬には調査を終るべき見込の由にて此調査さへ終れば直に取締法を制定する都合なりと云ふ。

『中外電報』明治二十四年十月八日

ついで、京都府作成の取締規則は同年十二月十五日、京都商業會議所に諮問に付される。「予メ法案ヲ具シ其地商業會議所へ諮問ノ上本省ノ認可ヲ受クヘシト指令」が、農商務大臣より出ていたからである。

諮問を受けて、京都商業會議所は「府下各組合の重なる人々を招き其意見を叩いた。組合の意見の多くは「商業組合に法律の制裁を設くるは好ましからざるとの意見なるやに見受ざれど確乎と意見を定めたるにあらざれば不日各組長の惣会を開き其利害を討究する都合」であるという状況もあつたようである。しかし、西陣機業者組合の意見は、早くから「同取締規則制定の議は同業者の輿論」であつたといふ。

明治二十五年七月には、農商務省は係官を京都に派遣、同業組合の実情に付、調査せしめている。

(史料十) 同業組合実況に付き応答委員

今度農、商務省、商工局第三課長仁礼敬之氏が來京し同業組合の実況を調査するに付き京都商業會議所にては其實問に答ふる為め松木安次郎、鳥居喜兵衛(以上西陣織物業)安田源七、錦光山宗兵衛(以上粟田陶器商)上田伊七(関東織物仲買)辻忠郎兵衛(木綿商組合)の諸氏を委員に撰定したる由

『中外電報』明治二十五年七月十九日

以上のような経過、社会経済的背景のもとに、京都府同業組合取締規則は明治二十五年七月二十九日公布、十月一日から施行された。

対象となった業種は京都西陣織物製造業、丹後縮緬業、京都染業、京都粟田陶器商工業、京都巽組陶磁器商工業、京都刺繍工業、京都漆器商工業、京都糸相物商工業である。規則の第二条は「前条の営業者は工作の弊習を矯正し營業の秩序を整理するの目的を以て種類毎に組合を設け之れに加入すべし」と強制加入の理念に立ち、第五条は「組合は左の各項に準し規約を作り知事の認可を受くべし、其変更する時も亦同じ」として、「一、違約者処分の方法。一、傭主と職工に関する規程。一、授業師と徒弟に関する規程。一、賃業者に関する規程。一、加入者及脱退者に関する規程」などをあげている。

右から、京都府同業組合取締規則が、各同業組合による職工取締法制定の要望を満たすものであったことは間違いない。また、このころ農商務省は、同業組合法とは別箇の職工・徒弟条例の制定をほぼ断念し、傭主・職工間に家族的ないし主従的情誼が存在するとされた同業組合に職工取締の権限をゆだねる途を選んだと判断してよいと思われる。こうした同業組合が設けられたのは、輸出関連の在来産業であったことも忘れておこう。

同業組合取締規則の制定を迫る社会経済的背景として職工取締問題が極めて大きな要因としてあったことはすでに明らかであるが、本節を終えるに当って、今ひとつ（史料十一）をあげておきたい。

（史料十一）取締規則の効能

今般京都府下商工業者は同業組合取締規則に基き組合を確定する筈なるがこれが為めに第一に困難を感じるは西陣二番買ひと称するものにして平時は抜けもの又は不正の織物類を買ひて取扱ひ居り織物の流行するときは忽ち

織屋となつて織立て利を得んとするものなれば、平時職工を養はず必要あるに臨んで他人が子供の時より育て上げたる職人を誘出して間に合せたりしが組合確立するに至らば右様の手段を施す余地なく他工場の職人を誘出さば直ちに連回らるのみならず規約違反の廉にて相当の罰を受くることとなるに付き今より如何はせんと思案に暮れ居ると云ふ此等のものが困まるは即ち取締規則の効能なり

『中外電報』明治二十五年八月二十四日

三 重要輸出品と重要物産の両同業組合法制定の背景

竹内庵と白戸伸一が主張するように、日清戦後経営における輸出振興策の一環として、明治三十年の重要輸出品同業組合法を理解することは正しい。また、竹内庵がするどく指摘したように、明治二十五年以降の各府県同業組合取締規則制定の史実に、国家による同業組合政策展開の前提条件が形成されていたというのも正しい。しかし、前節で我々が明らかにした、同業組合における職工取締問題の重要性を見落さぬことが、これまた肝要と思われる。そうすることによつてはじめて、先の京都市同業組合取締規則が傭主と職工に関する規程を作り知事の認可を受くべしとしたような条文が、重要輸出品同業組合法と重要物産同業組合法のどこにも見当たらないにもかかわらず、同業組合法に基づき設立された各種同業組合の定款に、「職工、徒弟といった雇用労働力を同業組合が掌握し、どの組合員（中略）に所屬しているのかを確認することによつて、組合員間での労働力争奪にからむ紛議を防止しよう」と¹⁹する規程が現実¹⁹にたびたびみられる理由が理解できさうである。

明治三十年の第一回農商工高等会議に「職工ノ取締及保護ニ関スル件」が諮問された際、参照資料として「重要工

産物同業組合其他ニ於ケル職工ニ関スル規定」の例が提出されている。⁽¹¹⁾ それには、大阪府段通組合、静岡県引佐鹿郡紙業組合、静岡県周智郡紙業組合、富山県絹織物業組合、和歌山県黒江漆器板物蒔絵木地同業組合、西松浦郡有田町陶磁器錦手組合、西松浦郡伊万里町南波多村陶磁業組合・佐賀県三養基郡陶磁業組合・佐賀県藤津郡吉田村西嬉野村陶磁業組合・奈良県肥料業組合・伊勢崎織物商工業組合・福井県絹織物組合・京都陶磁器商工業組合・京都染業組合・京都刺繍工業組合・京都漆器商工組合の具体例があげられている。

また、明治二十二年の兵庫県多可郡綿木綿業組合規約はその第五条第六項は「職工ノ弊害ヲ矯正スル事」を目的としたい、第六条第六項は「職工ノ弊害ヲ矯正スル方法」を述べ、⁽¹²⁾ さらに、その後身である播州織同業組合の定款は大正十一年（一九二二）段階にあつてもなお、その第七条第三項は「職工ノ争奪ヲ防」ぐが組合の目的のひとつとする一方、第一章に「職工ニ関スル規定」を設けている。⁽¹³⁾

かくて、明治三十年の重要輸出品同業組合法は、(i)日清戦後経営における在来産業に基盤を置く輸出振興策、(ii)同業組合における職工取締問題を契機に登場する各府県同業組合取締規則、(iii)（史料八）にみるが如き、「粗製濫造の弊を防止し徒弟職工の取締」を実あらしめるために、同業組合を公法上の組織たらしめたいとするいわば株仲間のゆり戻しの動き⁽¹⁴⁾を背景に制定されることになったと判断できる。

それはともかく、京都府同業組合取締規則に基づき新たに組織された西陣織物製造業組合は左の（史料十二）のごとく、粗製濫造防止のため製品への印紙貼布策を講ずることになる。この発想は、重要輸出品同業組合法ではじめて組合の重要な機能としてクローズアップされるといわれる検査規定⁽¹⁵⁾の前提をなすものと解釈でき興味深い。

（史料十二）西陣の粗製濫造予防策

西陣織物製造業者は新組合の組織も已に成りたれば着々従来の弊習を一洗して益々改良進歩を計らんと協議中の由なるが先づ第一着手として粗製濫造を防がん為組合事務所より印紙を發行し同業者は此印紙を貼布せずして製品を販売することを禁ぜんとて近日其筋へ認可を願出づる筈なり右印紙は絹物と木綿の二種に別ち一枚を一厘五毛以下に売捌き其収入金は事務所の経費に充てん見込なりと

『中外電報』明治二十五年十一月十二日

こうして、「着々従来の弊習を一洗して」との期待を業者に抱かせた京都府同業組合取締規則ではあったが、明治二十九年になつても依然として組合に加入しないものが居たようである。

(史料十三) 組合加入の励行

明治二十五年七月京都府令第四十六号同業組合取締規則第一条に掲げたる種類營業者にして未だ組合に加入せざるものは本令發布の日より七日以内に又新に開業するものは其当日より七日以内に其種類組合に加入すべし違犯するものは五円以下の罰金に処すと去月二十八日付府令第六十五号を以て公布せり

『京都商業會議所月報』第六十二号、明治二十九年十二月二十七日發行

竹内論文は、同業組合取締規則はいくつかの府県でかなりの成果を収めたとしているが、(史料十三)は国法的次元におけるより強力な同業組合法を求めようとする府県側と組合側の状況もあったことを示唆している。——なお、竹内は、府県側がかかる状況にあったことを、すでに指摘している——。こうした状況をも条件として明治三十年四月、重要輸出品同業組合法は成立する。ここに、京都府同業組合取締規則に基づき組織された同業組合の組織変更が問題となつたが、左の史料が残っている。

(史料十四) 重要輸出品組合

昨年、発布セラレタル彼ノ重要輸出品組合法実施ニ付キ、京都重要物産七組合、モ成ルベク、現在ノ儘存続シタキ事ヲ其筋ニ稟議ノ為メ新春早々東上シ居タル北本京都府第五課属帰任セシガ聞ク処ニ依レバ京都重要物産七組合ハ存続シテ新組合ニ移スモ差支ナキモ成ルベク同種ノモノヲ綜合シ彼ノ漆器組合中ノ箆筒長持ノ如キ扇子組合ノ内地貿易、兩部ノ如キ連合スルヲ可トシ尚ホ現七組合外ノ重要輸出品モ各組合ヲ組織シタル上合併シテ連合組合ヲ設クルモ其筋ニ於テハ同法ニ依リテ許可スル方針ナリト云フ

『京都商業會議所月報』第七十五号、明治三十一年一月三十一日

右から、傭主と職工に関する規程などを定款に有し、職工取締の機能を保持せんとする京都府同業組合取締規則に基づく「京都重要物産七組合」がそのまま存続して重要輸出品同業組合法に基づく「新組合」として許可されたらしいことが読みとれる。また、扇子組合の例ではあるが、内地向け部門を包含した組合組織も許可する意向を、すでに明治三十一年一月の時点で、政府は有していたようである。

重要輸出品同業組合法を改正して、国内向け物品を取り扱う同業組合をも対象として含むことのできる法律にすべきであるという意見も出て来る。たとえば、名古屋商業會議所が明治三十二年八月五日付で農商務大臣に呈出した意見書の一節はこういつている。

(史料十五)

同業組合と之を保護する法律の我国に必要な蓋し今日より急なるは莫し、然るに組合準則は既に死文に属するを以て、同則に依て前陳の目的を達する能はず、又重要輸出品同業組合法は其第十九条に於て（輸出に属せざる

物品と雖も同業者に於て必要と認むるときは尚ほ本法を準用することを得」とあるが故に、宛も同法に依り有効なる組合を組織するを得るが如しと雖も、当局者は組合を以て反て各商人の自由を羈束し、商工業の發達を妨ぐるものとなし、極力消極的の方針を執り、重要輸出品にあらざれば最も著名なる内地品に對してのみ本法を適用し、組合を認可するの方針なるが故に、邦内千百の營業は本法の保護を受くる能はず、従て緊急の必要ある同業組合を成立せしむることを得ざるなり、(中略)重要輸出品同業組合法第十九条を百般の營業に適用するの方針を以て改定せらるる乎、將又同業組合準則第四条を復活せられんことを刻下の急務なりと信ずるなり

『東京經濟雜誌』九九六号

右の意見書にいう前陳の目的とは、「改正条約を実施し、内地を開放して以て外人と商業上の」勝敗を争ふためには、「同業者相結托し、完全なる組合を組織し、互に和衷協同して動機相通じ、相共に産製濫造を戒しめ」、同業者の利益を永遠のものとすると、いうことである。ここには、外国商人との国内市場における角逐が意識の表面に浮かび上っていることはたしかだが、重要輸出品同業組合法を改正し、重要物産同業組合法を制定せしめんとする同業組合側の状況が厳として存在していた事実を確認できればよい。

明治三十三年開催の第九回全国商業會議所連合会は國家經濟の方針についていくつかの決議を行なったが、そのひとつに「重要物産同業組合を督励補助し、其の業務を釐革し、其の弊害を矯正すること」¹⁷⁾をうたっている。このころの商業會議所がその足場のひとつを同業組合においていたことは否定し得ない事実である以上、¹⁸⁾こうした決議がでて来るのは当然といつてよい。

政府の方針は、(史料十五)の表現を借りるならば「組合を以て反て各商人の自由を羈束し、商工業の發達を妨ぐ

るものとなし、極力消極的」であったが、こと重要物産保護とか輸出振興とかがスローガンになると同業組合を認めるといふことになったと思われる。このような政府の方針に、株仲間間のゆり戻し運動が合流するところに、この時期までの同業組合の歴史はその活動の舞台を有しているといつてよいのでなからうか。

それはともかく、現実に設立された各地・各種の同業組合の定款には職工取締規程がしばしば設けられているにかかわらず、重要輸出品同業組合法も重要物産同業組合法もまたその施行規則も、それに先立つ各府県の同業組合取締規則とちがつて、職工取締規程を作るべしとする明文条項を設けていないことの意味を解明することは、今後とりあぐべき興味ある論点である。

四 昭和十二年全国同業組合大会の目標

これまで史料をあげながら説明した背景のもとに同業組合は生まれ、その社会経済的機能を果して来た。その機能がどのような歴史的変貌を遂げるかを見るために、昭和十二年（一九三七）の全国同業組合大会とそれが支持した改正法律案の議論をここで紹介したい。この大会を紹介するのは、明治三十三年の重要物産同業組合法の公布施行以後、この時にいたるまでの間に、大正五年の工場法、同十四年の輸出組合法と重要輸出品工業組合法、昭和六年の工業組合法、同七年の商業組合法といった、同業組合にとっては重要なかわりを有する諸法が公布、施行され、同業組合をとりまく制度的・社会経済的条件は、かつてとは随分と異なったものになっているからである。そうした状況下に開催された昭和十二年全国同業組合大会は何を問題としたのであろうか。

筆者はこれまで、この時期における同業組合の全国大会を昭和九年と⁽¹⁹⁾同十三年の二度とばかり思い込んでいた。が、

最近、日本実業組合連合会による昭和十二年の『全国同業組合大会報告書』を入手するに及び、その誤りに気が附くだけでなく、同業組合史研究において、この史実を適切に位置付けることが必要だと考えるにいたった。同業組合と日本資本主義と題する本稿が、京都府同業組合取締規則成立の前史に職工取締問題があることを指摘するのにかかりの精力を費しているにもかかわらず、副題を昭和十二年全国同業組合全国大会の紹介をかねてとする理由は、ここにある。

さて、今次の全国同業組合大会は、先に昭和九年大阪で開催された全国（商工）同業組合大会を受けて、昭和十二年三月十七日、東京上野精養軒において、日本実業組合連合会の主催のもとに開かれた。この間の事情を『報告書』の集約的表現に伺ってみよう。

（史料十六）

（前略）工業組合、輸出組合、商業組合等の新しき制度に依る各種経済団体著しく勃興を見るに及び、同業組合との間に種々摩擦を生じ、同業組合本来の使命遂行上一大支障を来すに至つたのである。殊に政府当局に於て之等新しき制度に依る組合の保護助長に偏重し、光輝ある歴史を有し其の貢献せしところ尠少なからざる同業組合を殆んど顧みざるの状态にあるは、我等の等しく遺憾とする処である。（中略）仍て同業組合本来の機能を遺憾なく發揮せしめ、共存共栄の本旨に則りて業者の健全なる発達を図る為には、この際同業組合法の適切な改正を絶対的に必要とするのである。仍て日本実業組合連合会は全国同業組合多年の要望たる同業組合強化に関し、昨秋十月十九日日本実業組合連合会協議会を開催し、六大都市実連は勿論各地有力なる組合代表者多数参集の下に種々協議を遂げたる結果、昭和九年十一月大阪に開催せられたる全国商工同業組合大会の決議に準拠し一層全国

的輿論の喚起に努め、以て目的貫徹に邁進する為め政府の反省を促す一方法として同業組合に關係深き貴衆兩院議員を招待し、一大懇談会を開催し、其の協力を求むること及地方に於ても夫々關係深き貴衆兩院議員に之が趣旨の了解に努むると共に一層尽力方を懇請することに決定依て直に全国各地有力なる經濟団体に關係書類添附其の旨を通知し、之が運動方を懇請した。然し乍ら該法案の改正は最早や從來の如き陳情乃至建議に於ては到底所期の目的達成は不可能にして、この際政治的運動化する必要あるを認め過般來種々劃策中の処、去る三月四日衆議院議員原玉重氏（民政党所屬——引用者注）より我等多年の要望たる重要物産同業組合法中改正法案他之に關連せる三組合法中改正法案が今期議會へ提出せらるることとなり、茲に我等多年の要望たる同業組合法改正の第一指が染めらるるに至つたのである。仍てこの好機を逸せず、我等所期の目的達成の為には一層猛運動の必要あるを以て、之が具体的運動方法に關し、東京実業連合会は去る三月十一日午前に急遽理事会、次で午後には都下六十有余の同業組合代表者協議会を開催し、種々協議を遂げたる結果、日本実業組合連合会の名に於て来る三月十七日上野精養軒に於て關係貴衆兩院議員一百有余名を招待し、全国同業組合大会を開催し、大いに氣勢を挙げ以て一層全国的輿論の喚起に努め、該改正法案今期議會通過の実現を期することとなつた。

右の史料にあるように、三月十七日には全国大会を開催して「氣勢」をあげ、その議會通過を強く期待した組合の意見と改正法案の要点はそれぞれどこにあったか。同じく『報告書』によりつつ見ることにしてしよう。「重要物産同業組合法中改正法案並之ニ關連セル商業組合、工業組合、輸出組合法中一部改正ニ關スル意見」と題する陳情書によれば、日本実業組合連合会の主張の要点は「強制加入権ノ徹底コソ同業組合強化ノ根本問題」であるという。その理由としては、左のような現状認識を示している。

(史料十七)

従来同業者中故意ニ其ノ組合加入ヲ忌避シ不当乱売不正競争等ノ不正手段ヲ陋シ市場ヲ攪乱シソノ円満ナル統制ヲ阻害スルカ如キ行為ヲナス場合ニ於テモ本人ヨリノ加入手続ヲ要スル為取締頗ル困難ニシテ訴訟提起等ノ煩瑣ナル手続ヲ要スルニ非サレハ容易ニ之カ徹底ヲ期シ得サルノ現状ニアリ従ッテ一般商工業者ノ蒙リツツアル不利不便蓋シ甚大ナルモノアリ

右の史料を念頭にし、同業組合の歴史を振りかえるとき、我々は同業組合は明治十七年農商務省同業組合準則の時から一貫して強制加入の精神に立つことを求める組織であったことを読みとれる。

次に、重要物産同業組合法中改正法律案の要点はどこにあったか。それは、同業組合こそ検査権を有するとの主張である。

(史料十八)

重要物産同業組合法中左の通改正す

……(中略)……

第十条の五 産業又は営業上の弊害を予防し又は矯正する為特に必要と認むるときは行政官庁は同業組合及同業組合連合会に対し検査其の他必要なる取締又は制限を命ずることを得

右のような改正を求める理由については、左の理由をあげている。

(史料十九)

従来より実施せる同業組合の検査権を尊重し全同業者に対する検査を統一し以て之か徹底を期せしめ業者全般の

公正なる利益を擁護するの要あり

ここで興味あることは、この部分が、翌十三年の改正案⁽²⁰⁾では左のように後退することである。

(史料二十)

第十条ノ五 行政官庁当該商工業ノ統制ヲ図リ国民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ

同業組合及同業組合連合会ニ対シ組合員ノ營業ノ統制ニ関シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

その理由は左のごとくである。

(史料二十一)

近時經濟界ノ全面ニ亘ツテ一層統制ノ強化カ要請セラルルニ至リタルヲ以テ同業者強制加入タル同業組合ヲシテ
全同業者ニ対スル製品ノ検査原材料ノ配給統制販賣統制等時局ニ即応スヘキ營業上ノ各種重要ナル統制事業ヲ營
マシメ国民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スルノ要アリ

右の史料にあるように、理由書には同業組合の「製品ノ検査」なる文言はなお見られるにしても、改正案文からは同業組合による製品検査の明文規程が消えていることは注目すべき変化といわねばなるまい。十二年から十三年にかけての間に七月七日の「支那事変」の勃発という大事件があつたにしてもである。

同業組合の検査権の後退は、次に紹介するように、昭和十二年段階では工業組合法・輸出組合法・商業組合法中改正法律案に、左のような同業組合の検査権の再確認を求めるともいうべき文言を用意しているにかかわらず、翌十三年段階ではこうした中改正法律案を用意していないことから、確認しなければならない興味ある事実といえる。

(史料二十二)

工業組合法中左の通改正す

第八条に左の但書を加ふ

但し重要物産同業組合に於て、当該商品に対し、検査其の他統制規定ある場合其の組合員に対しては此の限に在らず

工業組合法中改正法律案理由書

重要物産同業組合は卅三年の沿革を有し堅実なる発展を為したる今日同法に依る同業組合に於て、検査統制等を為す場合に於ては同組合員に対しては工業組合法第八条に基く命令を為す事を要せざるものと認む是れ本案を提出する所以なり

工業組合法第八条は要するに、行政官庁は当該工業組合の地区内の組合員あるいはその資格ある非組合員に対して、当該工業組合の取締あるいは制限に従うことを命ずることができるといふ規定であるから、右の中改正法律案のねらいは、同業組合の検査権の再確認にあつたといつてよい。

輸出組合法中改正法律案ならびに商業組合法中改正法律案は、そのねらいにおいて工業組合法中改正法律案と全く同一である。表現も一部の字句を除いてほとんど変らない。

ともあれ、昭和十三年の重要物産同業組合法中改正法律案ではとりあげられない同業組合の検査権の主張が、強制加入権の徹底とならんで、昭和十二年段階の同業組合の主要関心事であつた。

本節を終るに当つて、同業組合の主張をあらためて要約する意図をも込めて、改正法律案に附して提出された「同業組合強化に関する意見」の一部を紹介しておく。

(史料二十三)

一、商工関係組合の根本方策確立の件

同業組合、商業組合、工業組合、輸出組合の各組合は現在に於て対立的の弊に陥り之か機能を失ふ現状に鑑み宜しく同業組合を母体として緊密なる関係を保持し相互協力の下に機能を發揮し完全なる統制力を具備せしむる様現行法規の適当なる運用を希望すると共に必要に応し之に伴ふ関係組合法規の改正を要望す

……(中略)……

二、現行法規の改正並に運用に関する件

(一)同業組合法第四条を改正し同業組合設置地区内に於て組合員と同一の業を営む者は組合よりの通知に依り当然組合員となる旨規定し且組合設置の地域内に於て営業所を置かざるものと雖も其の地区内に於て組合員と同一の業を営むものは当該組合の統制に服すべき旨規定せられたし

(二)同業組合法第四条但書を削除すること

(三)同業組合の検査権を尊重し検査を統一せらるるやう要望すること

(四)同業組合の経費及過怠金の徴収は国税徴収法に準拠し得る規定を設くること

以上紹介した昭和十二年の同業組合法中改正法律案は、しかし、三月三十一日議会の解散とともに審議未了のの名のもとにあえなくも葬りさられてしまった。

五 おわりに

工場法の制定に携さわつた農商務省官僚岡実が大正五年ごろに著わした論文に「重要物産同業組合ノ制度ヲ論ズ」がある。⁽²⁾ 『国家学会雑誌』三〇巻六号に掲載されたこの論文で、岡はこういつている。

先づ緒言で述べる。

歐洲諸國ニ於テハ中世紀ノ末葉ヨリ十八世紀ニ亘リテ經濟社会ニ威力ヲ振ヒタル同業組合（「ギルド」）又ハ「ツ
ンフト」ハ概ネ將ニ廢滅ニ歸セントシテ又ハ著シク其ノ機能ヲ減縮シ之ニ代ハルニ「トラスト」又ハ「カルテ
ル」ノ如キ概ネ一関稅界域ヲ以テ其ノ地区トスル大仕掛ノ同業団体ガ所々ニ勃興シツツアルノ今日ニ於テ我國ニ
於テハ其特殊ノ經濟事情ニ因リ同業組合ノ組織ヲ一層改善シ官庁ト協戮シテ今後大ニ其ノ機能ヲ發揚セシムルノ
必要甚ダ切ナルモノアリ

右にいう特殊の經濟事情とは何かというに、岡によればこれだという。

我輸出品ノ大部分ヲ製産スル固有工業ニ在リテハ今尚往時ニ比シテ著シク其ノ外觀ヲ改メザルモノ少カラズ然カ
モ我輸出貿易ハ此ノ中以下ノ小仕掛ニ依リテ製産セラルル商品ヲ以テ甚ダ重シト為ス是レ我經濟事情ガ歐米諸國
ニ比シテ最モ特殊ナル事態ニシテ彼地ニテハ左迄重要ナラザルニ至リタル同業組合ニ付我國ニ於テハ之ニ新活力
ヲ与ヘ更ニ新機能ヲ發揮セシメントスルノ原因及必要実ニ是ニ胚胎ス

このような事情があるものだから、重要輸出品同業組合法も制定されることになったのだという。

各地ノ実業団体ハ強制設立及強制加入ノ制ヲ布クノ止ムヲ得ザルコトヲ決議シ政府モ亦産業ノ自由ヲ拘束スルコ

トヲ好ムニアラザルモ經濟上ノ実情ニ照シテ已ムヲ得ズトノ見地ヨリ重要輸出品ニ限り遂ニ強制設立及強制加入ノ主義ヲ認容シ明治二十九年第九議會に重要輸出品同業組合法ヲ提出シタリ

同業組合問題は、まさに戦前期日本資本主義經濟の展開史のなかにわがちがたく、かつ鮮やかに、その軌跡を残している。政府の側からする輸出振興策、そのための重要物産保護政策の視点と同業組合の側からする維新时期以後の株仲間解体の歴史過程における一時的ゆり戻しの動きのはざまのなかに、その軌跡は伸びている。しかし、その軌跡は、日本資本主義の確立と日本近代社会における經濟關係諸法の整備をもって、遂にその終着点に到達する。第二次世界大戦の最中、昭和十八年のことである。

本稿は、先の岡論文が示すような政府側の事情に対して、第二節と第三節では、經濟關係諸法未整備の状況下、同業組合側が職人取締の機能を自らに確保せんと強く要望していた事実を明らかにした。また第四節では、昭和十二年段階の同業組合は、検査権と加入強制問題に関心を集中し、もはやかつてのごとく職人取締の機能を云為することがないという注目すべき変化があることを示し得たと思う。

昭和九年・十二年・十三年の三次にわたる同業組合全国大会の要求項目を比較すると、その機能が益々縮小しており、要求内容が控え目になっていくことがよくわかる。昭和九年の大会では、生産統制権を同業組合に与えよなどと、工業組合に真正面から対抗する要求を出しているが、昭和十二年には(史料二十三)にみるように、昭和九年大会の要求項目⁽²⁾のうちこうした部分はすべて取り下げられ、その調子を落している。そして、昭和十三年には検査権の要求が姿をかくし、加入強制の要求と商業組合の出現に批難を寄せるものにとどまっている⁽³⁾。

日本実業組合連合会が昭和十四年四月に発行した『同業組合ニ関スル調査』の「同業組合存置ヲ必要トスル事由」

が職工取締の機能に一切言及していないことも念頭に入れておきたい。なお、その事由のひとつに「業者ノ縦断的統制」に便であるとして「同業組合ハ物産ノ原料配給カラ加工、卸（問屋）小売ノ各部門ニ亘リ設置シ得ルカ故ニ物産ノ各段階ニ亘ル縦断的統制ヲ図リ得ルノミナラス同業ノ大同団結的綜合的統制ニ便ナリ」と主張するところに同業組合体制が問屋資本の利害に適合的な産業組織であったことが簡明直截に伺える。

(1) (23) 拙稿『近代日本同業組合史論序説』——国連大学：人間と社会の開発プログラム研究報告——国際連合大学、一九八一年。

(2) かかる歴史の文脈を、由井常彦『中小企業政策の史的研究』（東洋経済新報社、一九六四年）の成果（三四～四一頁）を受けつぐ一方、より明確に、かつ最初に指摘したのは竹内庵が一九七八年度（第四十七回）社会経済史学会全国大会自由論題報告（於創価大学）で行なった報告「明治中期同業組合政策の展開——日本資本主義との構造連関を中心に——」である。この報告は、後に、安藤精一先生還暦記念論文集出版会編『地方史研究の諸視角』（国書刊行会、一九八二年）に収録された。

なお、この歴史の文脈に同様な関心を寄せた、その後の研究に白戸伸一「同業者組織化政策の展開過程——産業資本確立期における動向を中心として——」（『明治大学大学院紀要 商学篇』第一八集、一九八〇年）がある。

(3) 拙稿「明治一五～二五年の同業組合——京都の場合——」（『同志社商学』三五卷二号、一九八三年）。

(4) (5) 矢野達雄「職工・徒弟条例制定問題の歴史の意味」（『阪大法学』一一二号、一九七九年）。

(6) 『中外電報』明治二十五年一月二十日付「同業組合取締規則に就て」。

(7) 『中外電報』明治二十五年二月二十七日付「組長会を開かんとす」。

(8) 『中外電報』明治二十五年一月六日付「西陣機業者大会」。

(9) 明治二十五年八月二十五日公布の福岡県重要物産同業組合取締規則の第五条にも、職工取締・徒弟養成・技術伝習等の方法についても組合定款は規程すべきであるとの文言がみえる。（権藤猛『久留米商工史』二四一頁。久留米商工会議所、一九七四年）。

(10) 前掲白戸論文。

(11) 『明治前期産業発達史資料 補巻⑧』二七九～三一〇頁（明治文献資料刊行会、一九七二年）。

(12) 西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料篇』六七六～七八頁（西脇市、一九七六年）。

(13) 右同書、六九二、六九五頁。

(14) ゆり戻しの動きが執拗にみられことは、前掲拙稿ですでに説明している。また、ゆり戻しの動きに対しては、これまたすでに述べているように政府は批判的であったが、識者のなかにも批判的な人々があった。京都府同業組合取締規則制定に際して『中外電報』紙上に明治二十五年三月九日～十一日の三日間にわたって「寄書」欄に連載された「実業協会員 自治生」の「同業組合に就て」の一節を本稿の末尾に参考資料として紹介しておく。

(15) (16) 前掲竹内論文。

(17) 『東京経済雑誌』一〇三二号。

(18) 明治三十三年の商業会議所条例改正意見が「設立区域内ニアル商工業組合ヲ監督スルコト」を会議所の事務権限としたこととして、これを想い出したい。通商産業省編『商工政策史 第七卷 内国商業』一一二頁(商工政策史刊行会、一九八〇年)。

(19) (20) このときの大会については、前掲拙稿以外に、「京都における同業組合の成立と衰退」(秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』国書刊行会、一九七九年)と「同業組合と営業の言由」(『季刊日本思想史』一四号、一九八〇年)でも、筆者はとりあげている。

(20) 小池金之助『同業組合及準則組合』一四～二〇頁(昭和図書、一九三九年)。

(21) 愛知県経済部商工課が昭和十一年七月に編集した『重要物産同業組合法研究資料』に掲載されたものから再引用する。なお、愛知県がこの時期にかかる研究資料を作成したことの意味は、同業組合史研究の視点からすると、看過できないと思われる。

(参考資料)

此項聞く処に拠れば、本府知事は、西陣織物外六種の営業に対し、同業組合取締規則を定むることに關し、当市商業会議所へ諮問する処ありと、而して其目的とする所を聞くに、工作の弊害を矯正し、営業の秩序を整理するの目的を以て、種類毎に組合を設け、同業者は悉皆之に加入せしむるにあり、(該案第二条)と又之に附するの制裁は第二条に違反するものは五円以下の罰金に処す(同第十九条)と云ふにあり、而して是に対する商業会議所の議決如何は、未だ得て知るべからざるも、若し之を可決するに於ては、其結果は啻に我が京都市のみならず延びて各府県に及するものあるに至らんか、如何となれば去る明治十七年十一月第三十七号を以て同業組合準則を定められ、各府県之を施行するもの多く、而して尚更に検束を加へんとするの府県間々あればなり、されば本案の商工業上に及ぼす利害得失は、充分に之れが討論講究を要すべし、而して該案に依り、其干渉検束の方法を査察すれば、前述第二条の目的の爲めに、其第十九条の制裁を置くにありて其他營業上に涉りては何等の検束もなし、此の如き方法を以て、果して能く殖産興業上に於て、効益を頭はし得べきや否や、請ふ少しく之を觀察せん……(中略)……

余輩つら／＼當今の商工業界を見に、動もすれば商工者中、旧幕時代仲間株法の制を慕ふものあり、抑も此仲間株法なるものは、一見或は

大体上秩序整然として、取引信用の上に於て幾分か其利益あるものの如くなれども、是れ畢竟同業者が安逸を希ひ、且其利益を壟斷して、只自家の私利を營むにありて、一般商工業の自由を妨げ、社会發達の一大障害を為すものといふべし、如何となれば、其取引区域を限り、或は代価賃錢の一定、雇人職工の束縛等、経済上の大勢を察せず、人民の勉勵競争を許さざればなり、然るに社会の現象は人口次第に増加し、事業愈々複雑に赴くものなれば、抑も此株法をして永く社会に存立せしむることは、大勢上決して為し能はざる処なり、されば此の株法に就ても旧來種々の弊害を生じ、其実際に行はれざることは間々これあり、而して維新の改革は遂に全く之を解放するに至れり、況して生存競争益々激しきを加ふるの今日に於てをや、如何ぞ此旧幕時代の陋制を再行することを得べけんや、蓋し這は旧來の保守家が宿昔の迷夢、尚未だ覚めやらすして、之を便利となすにあるのみ、其勉強進取家に在ては自由營業を喜び、明治世界の恩沢を感じつつあるなり、されば今日同業組合には、到底仲間体制の旧筆法を用ふべからざるものと覚悟せねばならざるなり、然り而して、更に官府の干渉に依て組織する組合と有志者の随意に依て成立する組合とに於ける、規約の便否得失如何を考察するに、官府干渉の組合規約は、同業組合員共同の便益となること少くして、随意私立の組合規約は組合員の為には便益となること多し……(後略)……。

(一九八四年十月十四日)

(附記)

再校の段階で、江口圭一「産業合理化と天皇制——工業組合法をめぐる政治と経済——」(『日本史研究』五一号、一九六〇年)が、昭和十二年の『全国同業組合大会報告書』をすでに資料として使っていることに気付いた。この点筆者の怠慢を恥じるものである。が、同業組合を主題として、それを日本資本主義發達史の中に、経済史の視角から構造的に位置付けようとする筆者の問題意識ならびにこれまでの同業組合史研究にとつては、殆んど射程距離の中に入っていないかつた史実であるので、やはり紹介の手法を取って、大方の批判に供するものである。